

令和3年1月18日  
林野庁共済組合

## 匿名加工情報の作成及び第三者提供について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報を使用して匿名加工情報※を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

この度、林野庁共済組合では、保有する個人情報を匿名加工し、加入者の健康保持・生活習慣病予防等のための保健事業に利用するほか、第三者の他健保に対するベンチマークサービスの提供及び第三者の商品・サービスの充実のために第三者に提供することを目的として利用させていただきます。

なお、第三者への提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

※匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

- 1 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目
  - ・性別
  - ・生年月
  - ・共済組合の資格情報（資格取得時期、資格喪失時期、本人・家族区分等）
  - ・診療報酬明細書（レセプト）の情報
  - ・特定健診・特定保健指導の情報
- 2 匿名加工情報の提供先  
日本生命保険相互会社
- 3 匿名加工情報の提供方法  
セキュリティが担保された電子的な手段又は配送サービスを用いて提供